

聖籠町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月7日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第3号

聖籠町財務規則の一部を改正する規則

聖籠町財務規則(平成3年聖籠町規則第3号)の一部を次のように改正する。

第69条の次に次の1条を加える。

(指定代理納付者による納付)

第69条の2 課長は、法第231条の2第6項の規定により指定代理納付者を指定し、歳入を納付させようとするときは次に掲げる事項について、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。

- (1) 指定代理納付者の住所及び名称
- (2) 指定代理納付者に納付させる歳入
- (3) 指定の期日
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 町長は、前項の規定により指定代理納付者を指定したときは、前項各号に掲げる事項を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、指定の内容の変更又は取消しの場合について準用する。

第138条第1項中「10月末日までに」を「速やかに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。